

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	美容師法	法令の番号	昭和32年法律第163号						
手続名	管理美容師講習会の指定(1/2)	根拠条項	第12条の3第2項						
審査基準	<p>管理美容師講習会は、次の基準を満たしていること。</p> <p>1 受講対象者は、美容師の免許証の交付を受けた後開講の前日までに3年以上美容の業務に従事した者であること。</p> <p>2 次の表の上欄に掲げる科目を教授し、その時間数が同表の下欄に掲げる時間数以上であること。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">科目</td> <td style="width: 30%;">公衆衛生</td> <td style="width: 60%;">美容所の衛生管理</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">時間</td> <td>4時間</td> <td>14時間</td> </tr> </table> <p>3 講習の科目の内容は下記を標準としたものであること。</p> <p>(1) 公衆衛生</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 公衆衛生と衛生行政</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 感染症</p> <p>(2) 美容所の衛生管理</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 衛生管理総論</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 店舗の構造設備</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 店舗の衛生管理</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 従業者の健康管理</p> <p style="margin-left: 20px;">オ 消毒法とその用途</p> <p style="margin-left: 20px;">カ 美容業務に使用する医薬部外品等</p> <p style="margin-left: 20px;">キ 事故等の対応</p> <p style="margin-left: 20px;">ク 衛生管理計画と自主点検</p> <p style="margin-left: 20px;">ケ 自主点検による問題点と改善策</p> <p style="margin-left: 20px;">コ 美容業に関わる各種の届出・申請</p> <p style="margin-left: 20px;">サ 衛生水準向上のための支援策</p>			科目	公衆衛生	美容所の衛生管理	時間	4時間	14時間
科目	公衆衛生	美容所の衛生管理							
時間	4時間	14時間							
受付機関	生活衛生課	処理機関	生活衛生課						
交付機関	生活衛生課	標準処理期間	14日						
		標準経由期間	-日						
		目次NO							

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 生活衛生課

法令名	美容師法	法令の番号	昭和32年法律第163号
手続名	管理美容師講習会の指定(2/2)	根拠条項	第12条の3第2項
審査基準	<p>4 次に掲げるいずれかの条件に適合する知識及び経験を有する者が教授するものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 医師 イ 歯科医師 ウ 薬剤師 エ 獣医師 オ アからエまでに掲げる者と同等の知識及び経験を有すると認められる者</p> <p>5 受講者に対し、講習会の終了に当たり試験その他の方法により講習終了の認定を適切に行うものであること。</p> <p>6 講習終了の認定を受けた者に対し、講習会終了証書を交付すること。</p> <p>7 受講料 講習会の受講料は、実費を勘案し、適切な額とすること。</p>		
受付機関	生活衛生課	処理機関	生活衛生課
交付機関	生活衛生課	標準処理期間	14日
		標準経由期間	-日
		目次NO	